



令和6年10月27日
選挙管理委員会事務局

衆議院議員総選挙における 投票用紙の交付誤りについて

本市の投票所において、選挙人に比例代表選出議員選挙の投票用紙を渡すところ、誤って小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付するという誤りが発生しました。
なお、詳細については下記のとおりです。

記

- 1 日 時 令和6年10月27日（日） 7時00分頃
- 2 場 所 川口市立神根公民館投票所
- 3 対 象 第3選挙区 選挙人6人
- 4 経 緯

当該投票所において、選挙人が比例代表の投票箱に小選挙区の投票用紙を投函していることに従事者が気付いたことから、比例代表の投票用紙交付機を確認したところ、誤って小選挙区の投票用紙をセットしていることが判明した。これにより開場してから11人の選挙人に対し、誤った投票用紙を交付した。

投函前であった5人の選挙人に対しては、即座に比例代表の投票用紙と交換したが、6人がすでに投票を済ませていた。この6人の比例代表の投票については無効となる見込み。

なお、小選挙区の投票用紙交付機には、間違いなく小選挙区の投票用紙をセットしており、本件における交付誤りは比例代表のみである。

また、連絡がついた選挙人に対しては、直接謝罪を行った。

交付誤りに関してのコメント

この度の誤りは、公平・公正な選挙の執行のためにもあってはならず、ご迷惑をお掛け致しました6人の選挙人をはじめ、有権者の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことを起こさぬよう、投票事務従事者への指導を徹底し、再発防止に努めて参ります。

川口市選挙管理委員会委員長 板橋 智之